

○東温市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(令和6年3月1日告示第18号)

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や親亡き後に備え、障害者等の地域生活を支援するための体制の整備を目的とする東温市地域生活支援拠点等事業（以下「拠点等事業」という。）実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「地域生活支援拠点等」とこの告示において「地域生活支援拠点等」とは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部福祉課長通知）において示された「地域生活支援拠点等」のうち、次の各号に掲げる居住支援のための機能を備えた複数の事業所及び機関による面的な体制をいう。

- (1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ及び対応 短期入所を活用した緊急受入体制を確保し、障害者等の介護を行う者の疾病時、障害者等の状態変化等の緊急時の受入れ及び医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会又は場の提供 地域移行支援の利用、親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能
- (4) 専門的な人材の確保及び養成 専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(実施主体)

第3条 拠点等事業の実施主体は、東温市とする。ただし、市長は、適切な運営が確保できると認められた事業者に対し、業務の一部又は全部を委託することができる。

(地域生活支援拠点等事業を実施する事業者)

第4条 拠点等事業を実施する事業者は、第2条第2項各号の機能のいずれかを担うものとし、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 愛媛県から指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。
- (2) 愛媛県から指定障害児入所施設又は指定障害児通所支援事業者の指定を受けていること。
- (3) 東温市又は他市町から指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。

(事業者の登録)

第5条 拠点等事業を行う者は、東温市地域生活支援拠点等事業者登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合は、速やかに登録の可否を決定し、東温市地域生活支援拠点等事業者登録通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(登録事業者の変更)

第6条 前条第2項の登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、登録の内容に変更が生じたときは、東温市地域生活支援拠点等事業者登録変更届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(登録事業者の廃止等)

第7条 登録事業者は、拠点等事業を廃止、休止又は再開するときは、その1月前までに東温市地域生活支援拠点等事業者(廃止・休止・再開)届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第 8 条 登録事業者は、拠点等事業を実施した場合は、速やかに東温市地域生活支援拠点等事業提供実績報告書（様式第 5 号）により市長に報告しなければならない。

（調査及び取消し）

第 9 条 市長は、委託事業者及び登録事業者（以下「委託事業者等」という。）に対し、必要に応じて拠点等事業の運営状況等の報告を求め、調査を実施することができる。

2 市長は、登録事業者の運営状況等を不相当と判断した場合は、登録の取消しができる。

（遵守事項）

第 10 条 委託事業者等は、拠点等事業の記録、経理に関する帳簿等必要な書類を備え、5 年間保存しなければならない。

2 拠点等事業の業務に従事する者は、職務上知り得た障害者等に関する情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

（その他）

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

東温市地域生活支援拠点等事業者登録申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条関係)

東温市地域生活支援拠点等事業者登録通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

東温市地域生活支援拠点等事業者登録変更届出書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 6 条関係)

東温市地域生活支援拠点等事業者（廃止・休止・再開）届出書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 7 条関係)

東温市地域生活支援拠点等事業実績報告書

[別紙参照]